

第Ⅱ部 地域福祉計画



地域福祉計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 背景と趣旨

少子高齢化・人口減少社会の進行、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化と核家族化の進行により、家庭内の扶養機能や地域での相互扶助機能が低下し、高齢者の孤独死、子育てに悩む保護者の孤立、子どもや高齢者に対する虐待や自殺者の増加、80代の親が50代の子どもの生活を支えるという8050問題等、これまでの高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など分野別の対応では解決することが難しい新たな問題が多く発生しています。

こうした中、「地域共生社会」の実現に向け、行政だけでなく、企業・ボランティアやNPO、住民団体など多様な民間の主体が担い手となり、行政と協働しながら、きめ細かな活動により、地域生活課題を解決することが求められています。

高齢者、障害者、子ども等、誰もが地域の中で安心していきいきと暮らしていくようになるためには、他人事になりがちな地域づくりを、地域住民一人ひとりが「我が事」として捉えていく仕組みづくりが重要であると考えられます。

地域福祉の充実と推進は、今まで以上に重要になってきており、多様化した福祉課題に対し、地域づくりの基盤を整え、人と地域に共感と協力の輪を広げていくことが必要です。

本市においても、「君津市総合計画」において、地域福祉の推進を掲げ、身近な地域の支え合い・助け合いにより、全ての人が孤立することなく、地域で安心して暮らせる環境づくりを目指して、施策を推進しています。

この度、「第三次君津市地域福祉計画」が終期を迎えることから、「誰もがいきいきと生活できる地域共生のまち」の実現に向けて、「第四次君津市地域福祉計画」を策定します。

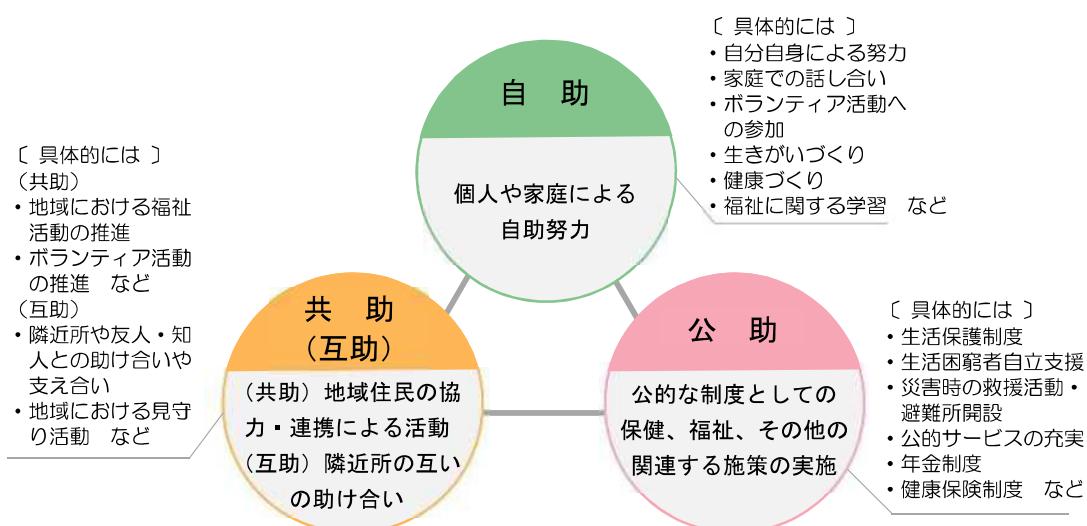
(2) 地域福祉とは

「地域福祉」とは、地域において誰もが安心して暮らせるよう、地域住民や事業者、関係機関・団体、行政がお互いに協力して地域生活課題の解決に取り組む考え方です。

また、高齢者、障害者、子ども等の分野ごとの制度ではなく、「地域」という視点で捉え、包括的に必要な支援を行っていくものです。

平成30年4月に施行された改正社会福祉法では、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、本人とその属する世帯全体に着目し、福祉、介護、保健医療に限らず、日常生活を営むうえでの地域生活課題を把握するとともに、支援を行う関係機関と連携し、課題の解決を図っていくことが規定されています。課題の解決に向けては、自助、共助（互助）、公助の考えに基づき、地域住民、事業者、関係機関・団体、行政のそれぞれが役割を果たしたうえで、連携して取り組んでいくことが必要とされています。

さらに、これまでの福祉制度・政策と、人々の生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性から表れる支援ニーズとの間にギャップが生じてきたことを背景として、令和3年4月に施行された改正社会福祉法では、重層的支援体制整備事業が創設されました。これにより、市町村における既存の相談支援等の取組を活かしつつ、複合化・複雑化した地域生活課題に対応する包括的な支援体制を構築するため、「I 相談支援」「II 参加支援」「III 地域づくりに向けた支援」の「3つの支援」を柱とした属性・世代を問わない相談・地域づくりの実施体制の構築が必要とされています。





地域福祉の現状と課題

第 2 章

1 身近な地域の支え合い・助け合いの推進

(1) 地域参加・地域交流の促進

令和4年度に実施した市民アンケートでは、普段の近所づきあいについて、「助け合って生きていく上で大切だと思う」人が41.6%と多くいますが、実際には「あいさつする程度」の人が26.7%、「立ち話をする程度」の人が24.8%と多くなっています。今後も、だれもが安心して暮らすことができる地域づくりのため、住民同士の交流を深め、地域の支え合い・助け合いの体制づくりを進めていく必要があります。

住民同士が協力して地域づくりを進めるために必要だと思う支援について、「地域の自治会（町内会など）活動・地区社会福祉協議会、ボランティア活動への参加促進や活動支援」が41.1%、「地域の人々が知り合う機会を増やす」が34.0%と割合が高く、今後も、子どもから高齢者、障がいのある人等すべての人が親しく交流できる機会づくりを進めていくことが必要です。

(2) 地域福祉の担い手の育成

市民アンケートでは、現在ボランティア活動に「参加している」人が15.2%、「参加したことがある」人が23.7%、「参加したことがない」人が58.6%と最も高くなっています。

また、今後、ボランティア活動をさらに発展させるため必要なこととして、「若者の参加を促進できるような仕組みづくり」「相談窓口の充実」「広報・啓発の充実」などの意見が上位に挙がっています。

地域福祉を推進するために、地域で活動する担い手を増やし、各活動のさらなる広がりを促進するための支援を行うとともに、初めてでも気軽に参加できるようなボランティア情報の発信や、地域活動の機会を提供する等、今まで地域活動等に参加していなかった人でも参加できる環境づくりや、きっかけづくりを行うことが必要です。

また、ボランティアへの参加意向を活動へとつなげていくため、多様なボランティア活動への支援が必要です。

|| 2 安心して暮らせるための環境の整備

(1) 健康で元気に暮らすための体制整備

市民アンケートでは、自分自身のことで現在不安に思っていることについて、「老後」に次いで「自分の健康」が 53.7%、「家族の健康」が 53.2%となっており、健康について不安に思う人が多くみられます。

地域活動への参加により、身体活動・運動へと結び付けていく等、地域ぐるみで健康づくりを促進していく必要があります。さらに若いときからの生活習慣病予防や、ライフステージに応じた健康づくり活動が必要です。

また、住民の福祉に関する課題と感じていることについて、「保健・福祉サービスについて住民に知られていない」が 38.0%となっています。

福祉に対するニーズや問題が多様化している中、確かなニーズの把握や問題を解決していくためには、既存の地域資源の活用や関係機関との連携を強化していくことが必要です。

(2) 安心・安全な生活環境の整備

市民アンケートでは、住民の福祉に関する課題と感じていることについて、「大規模な風水害や地震の時の避難や安否確認など、防災対策に不安がある」が 40.9%と最も高くなっています。また、「日常の移動手段に困る人が増えてきている」も 36.4%と高くなっています。

身近な地域で安心して暮らしていけるような環境づくりや、日常生活における移動が困難な人のための支援策の充実が必要です。また、非常時にはお互いが声をかけあい避難ができるよう、平時から地域の関係性が構築できるよう促すほか、防災訓練等、地域での防災活動を支援する必要があります。

|| 3 適切な福祉サービスの充実

(1) 包括的な支援体制の整備

市民アンケートでは、社会福祉協議会の活動として今後充実してほしいものについて、「何でも相談できる身近な場所づくり」が32.7%と高くなっています。また、「高齢者・障害者（児）などへの在宅福祉サービス事業」が46.5%と最も高くなっています。

支援が必要な人に対する情報提供の充実や様々な相談機関の周知、円滑に専門的な相談機関へつながる仕組みづくりが必要です。

特に、適切に相談につながらずに孤立化してしまうケースや、相談先がわからずに状態が深刻化してしまうケース等もあり、問題が発見された場合に適切な相談先につなげる仕組みや、より円滑で包括的な支援体制の整備が求められます。

また、だれもが安心して地域で暮らせるよう、福祉サービスの周知を図るとともに、支援を必要とする人が必要なサービスを受けることができるよう、きめ細かなサービスの提供・充実が求められます。

(2) 権利擁護の推進

市民アンケートでは、「成年後見制度」の認知について、「聞いたことはあるが、内容は知らない」が38.2%、「知らない」が31.5%と高くなっています。まだ周知が必要な状況にあります。

今後も、成年後見制度や日常生活自立支援事業の推進のもと、権利擁護をより一層充実することや虐待防止対策に取り組んでいくことが求められます。



第3章

基本目標と施策体系

1 基本目標

基本理念の実現に向けて、3つの基本目標を掲げ、施策の推進を図ります。

(1) 地域における支え合いのための人・基盤づくり

少子高齢化の中で地域福祉を向上させるためには、公的な福祉サービスに加え、高齢者や障害者、子育て中の方などを地域で支える「共助（互助）」の側面を強化する必要があります。

地域住民が地域での活動や人との関わりを通じて顔の見える関係をつくることが地域での支え合い、助け合いの基盤となるため、地域参加・地域交流の促進を図ります。

さらに、高齢化や多様化する福祉課題に対応する地域福祉の担い手不足に対し、福祉人材の育成や地域福祉活動の支援を行うことで、将来に向けて支え合い・助け合いの体制を整えていきます。

(2) 誰もが安心して健康に暮らせるための環境づくり

地域福祉の基盤を築くためには、住み慣れた地域で安心して暮らし、いきいきと社会参加しやすい環境を整備する必要があります。

生きがいを持ち、健康な生活が送れるよう健康増進を図る取組を進めるとともに、医療・保健・福祉の連携を強化し、地域包括ケアシステムを推進します。

バリアフリー化や防災対策の強化を通じて、誰もが安心して暮らせる環境づくりを進めます。

(3) 適切な支援へつなげる体制づくり、仕組みづくり

地域での適切な福祉サービスの利用を促進し、社会福祉の健全な発展を推進することが、地域福祉の向上のために必要です。

市民が安心して充実した生活を送れるよう、相談体制の強化、権利擁護を推進するとともに、生活支援や住環境の整備等の福祉サービスを誰もが円滑に受けられる仕組みづくりに取り組みます。

さらに、各支援機関や窓口の連携を強化し、複雑化・複合化した福祉課題に対して適切な支援へつなげる体制づくりに取り組みます。

2 施策体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向性]

誰もがいきいきと生活できる地域共生のまち

1 地域における支え合いのための人・基盤づくり

- (1) 地域参加・地域交流の促進
- (2) 地域福祉の担い手の育成と支援

2 誰もが安心して健康に暮らせるための環境づくり

- (1) 健康で元気に暮らすための体制及び連携の強化
- (2) 安全・安心な生活環境の整備

3 適切な支援へつなげる体制づくり、仕組みづくり

- (1) 包括的・重層的な支援体制の強化
- (2) 権利擁護の推進
- (3) 必要な福祉サービスの提供



施策の方向性

|| 基本目標1 地域における支え合いのための人・基盤づくり

(1) 地域参加・地域交流の促進

少子高齢化や人口減少が進み、ライフスタイルが多様化する中で、近隣住民とのコミュニケーションが失われ、住民同士のつながりの希薄化や、地域における孤立などの課題が全国的に生じています。

その中で、身近な地域での助け合い、支え合いを進めていくため、日ごろからの近所付き合いや、地域活動の充実のための体制づくりが求められています。

本市では、地域コミュニティ活動や近所付き合い、人との関わり合いを通じて、何があったときは助け合える地域づくりを進めるため、地域活動への参加や住民同士の交流を促進します。

【事業の展開】

① 地域コミュニティ活動の推進

子どもから大人まで様々な人々が意欲的に地域活動へ加わり、地域の絆をより深めることができるよう、地域コミュニティの更なる活性化を図ります。

- ・地域コミュニティづくりを進めるとともに、地域・住民が主役となってまちづくりを行う仕組みを構築します。
- ・若い世代、転入者等に自治会活動やコミュニティ活動への参加を促進し、地域コミュニティのつながりを一層強化します。
- ・自治会活動への支援や拠点整備への補助を行うなど、地域コミュニティの活性化による地域福祉の基盤強化を図ります。

② 顔の見える関係づくりの推進

孤立化を防ぎ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、日頃の近所付き合いの中での声かけや見守りに加え、サロン活動、介護予防教室等への参加を通じて、平時、非常時を問わず、助け合える地域づくりを進めます。

- ・誰もが生きがいをもって生活できるよう、人との関わり合いや趣味などをきっかけとした社会参加を促進します。
- ・身近な地域での助け合いを推進するため、自治会活動や、地区社会福祉協議会が推進する地域福祉活動を支援します。
- ・子育て家庭の育児不安等についての相談や支援、意見交換の場を提供し、子育ての孤立感や負担感の解消を図ります。

③ 誰もが気軽に参加できるきっかけ・場の提供

市民一人ひとりの状況に応じた「きっかけ」・「場」づくりを行うことで、誰もが気軽に社会参加ができる環境を整備します。

- ・身近な場所で学び続けられる場である公民館において、生きがいづくりや、子どもたちの健やかな成長を育むプログラム等を実施します。
- ・多世代が交流できる場、地域の高齢者、障害者、子ども等の居場所や気軽に集まることができる場の拡充に努めます。
- ・ボランティア活動への支援や高齢者の就労の場の確保等により、地域住民の社会参加を促進します。

(2) 地域福祉の担い手の育成と支援

少子高齢化及び人口減少が進む中で、地域福祉の担い手を育成・確保していくため、各活動のさらなる広がりや内容の充実を図ります。

また、ボランティア活動に関する情報発信や支援を行うことで積極的な参加を促進するとともに、支援を必要とする人と支援する人のニーズをコーディネートする機能の強化や各関連団体間のネットワークづくりのための交流機会や講習など、活動の活性化につながるよう支援します。

複雑化・複合化する地域生活課題に対応するため、専門的人材を育成するとともに、技術・資格等を持ちながら、その能力を生かし切れていない人材の発掘に努めます。

【事業の展開】

① 福祉人材の育成・確保

少子高齢化が進む中で多様化する地域生活課題に対応するため、地域福祉の担い手の育成・確保に取り組みます。

- ・ボランティアの受入体制の整備や公民館活動等との連携により、ボランティアに関する基本的な事項を学べる講座等の開催や研修、地域活動組織の育成を支援し、新たなボランティアの発掘、養成に努めます。
- ・地域住民の多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するため、ガイドヘルプや点訳、音訳、傾聴等の日常生活を支援する専門ボランティアの育成を促進し、福祉人材の確保に努めます。
- ・継続的に福祉サービスを担う専門的人材を確保し、定着できるよう、人材育成に取り組みます。

② 地域におけるボランティアや地域活動への支援

地域で活動するボランティア団体や福祉関係団体等を支援し、福祉活動への住民参加を促進します。

- ・きめ細かな地域福祉活動を推進する民生委員・児童委員の活動に対する支援を強化し、多様な主体によって地域福祉の推進を図ります。
- ・ボランティア活動へ市民の積極的な参加を促し、君津市社会福祉協議会等と協働でボランティア活動を支援するとともに、利用者の利便性の向上と市民活動の支援機能の充実を目指します。
- ・住民主体の自主活動として介護保険要支援者等に対し行われる体操・運動の活動など、自主的な通いの場や生活援助等の地域活動を支援します。

③ 福祉への理解の推進

住民同士が協力して、お互いに助け合い、支え合える福祉意識の向上を図るため、福祉教育を推進するほか、広報活動を推進します。

- ・将来の地域福祉の担い手である子どもたちの思いやりの心を育てるために、福祉教育や道徳・人権教育の充実を図ります。
- ・市のホームページ、SNS、広報誌及び自治会への文書配布等を通じて積極的な情報発信を行い、住民同士の連帯感を高める各種イベント等、地域福祉に関する広報活動を推進します。



|| 基本目標2 誰もが安心して健康に暮らせるための環境づくり

(1) 健康で元気に暮らすための体制及び連携の強化

誰もが住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らすためには、市民一人ひとりが健康づくりに取り組み、生きがいをもって生活できる環境づくりを進めるほか、地域福祉を構成する関係機関や事業者と連携し、地域で安心して暮らすための支援体制を整えることが必要です。

本市では、地域で安心して暮らすための見守り体制を強化するほか、いきいきと暮らすための健康づくりを推進します。

また、医療・保健・福祉の連携による在宅ケアや療育、介護予防といったサービス提供体制の整備をより一層進めるほか、行政・事業者・関係団体等の連携を強化し、円滑なサービス提供に努めます。

【事業の展開】

① 地域における多様な見守り体制の整備

福祉の支援を必要とする方が地域で安心して暮らすため、地域活動や相談支援等、多様な主体による見守り体制を整備します。

- ・身近な地域での支え合い・助け合いを推進するため、民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会等の地域福祉活動の充実、支援を図ります。
- ・支援を必要とする人に対し、継続的な声かけや相談支援などの見守りを行うことにより、安心して暮らせるよう支援します。
- ・地域生活の中で発生する様々な支援ニーズを早期に把握し対応するため、各分野の相談支援機関が民生委員・児童委員や自治会等の地域福祉の担い手と連携するほか、複合的な課題に対し、支援機関のネットワークを通じて必要な支援へつなぎます。

② 運動習慣の定着とフレイル予防の推進

住み慣れた地域で健康な生活を送っていくため、病気や要介護状態になることを未然に防ぎ、健康で元気に暮らせるまちを目指します。

- ・地域の集会所での自主的な取組となった「きみつ健康体操」の運営支援を行い、フレイル予防の充実を図ります。
- ・屋外運動習慣化事業の指導員の養成や参加促進を行い、介護予防の充実を図ります。
- ・ライフステージに応じた検(健)診や健康相談を実施するほか、健康づくりへの関心の向上を図るなど、全ての市民の健康づくりを支援します。

③ 医療・保健・福祉の連携強化

安心して地域で暮らすため、医療・保健・福祉の連携による在宅ケア等のサービス提供体制の整備をより一層推進するほか、行政・事業者・関係団体等の連携を強化し、円滑なサービス提供に努めます。

- ・住み慣れた地域で自分らしく生活するためには、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する支援が求められており、支援体制の構築を目指して取組の充実を図ります。
- ・地域包括支援センターを中心として、要介護高齢者等の包括的かつ継続的な支援体制の構築を目指し、地域の医療機関、介護支援専門員等、関係機関の連携を推進します。
- ・障害者団体や医療機関、市内のサービス事業所等で構成する地域自立支援協議会の機能を充実させるなど、円滑なサービス事業活動が展開できるよう事業者間の連携体制を強化します。

(2) 安全・安心な生活環境の整備

誰もが住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができるまちづくりを推進するため、社会参加がしやすい環境を整備するほか、地域での防災対策を進めるなど、地域福祉の基盤となる暮らしやすい生活環境を整える必要があります。

本市では、誰もが安心して生活できるよう、災害時や緊急時に備え、防災への意識を高めるとともに、地域での防災体制の強化を図ります。また、住宅のバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた公共施設等の整備を行います。外出に支援が必要な方に対しては、移動支援サービス等により公共交通機関を利用するのが困難な方への移動支援を行います。

【事業の展開】

① 避難行動要支援者支援の推進

関係機関や地域支援者と連携し、災害時に、ひとりで避難することが困難な方への避難支援の取組を進め、地域ぐるみの避難支援体制を強化します。

- ・自治会や民生委員・児童委員等の地域支援者と連携のもと、災害時に支援を要する人々（ひとり暮らし高齢者、重度の障害者や要介護者等）を避難行動要支援者として登録し、災害時の避難支援を円滑に進める体制づくりを推進します。
- ・個別避難計画の策定を推進するとともに、関係機関との連携を図ります。
- ・災害時における被害を最小限にするため、総合防災訓練や地域別防災訓練等を実施します。

② 必要な移動の支援

移動に支援を必要とする高齢者や障害者などの日常生活や社会参加を支援するため、各種サービスを実施します。

- ・高齢者や障害者に対して、移動支援事業等のサービスにより、日常生活や社会参加を支援します。
- ・ガイドヘルパー等の育成・支援により、外出支援の担い手を確保します。

③ バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

高齢者や障害者、妊娠婦など、誰もが日常生活を営むうえでの障壁（バリア）を取り除く取組を進めるほか、誰にでもわかりやすいユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、暮らしやすいまちづくりを進めます。

- ・高齢者や障害者が安心・安全に自宅で生活できるよう、住宅改修等の支援により、バリアフリー化を推進します。
- ・まちづくりにユニバーサルデザインの考え方を積極的に取り入れ、利用者の視点に立って、安全で快適に利用できるよう道路の段差の解消や、障がいのある人や妊娠婦など誰もが利用できる多機能トイレの整備などを進めます。



|| 基本目標3 適切な支援へつなげる体制づくり、仕組みづくり

(1) 包括的・重層的な支援体制の強化

老老介護やひきこもり、子育て世帯の貧困、ヤングケアラーなど、世帯構造やライフスタイルの変化を受け、多様化・複雑化する課題が顕在化しています。こうした中で、制度の縦割りを超えてニーズを受け止め、支援するための相談支援機関・地域・行政が一体となった包括的な相談支援体制を構築することが求められています。

本市では、福祉を支援する組織、団体等の重層的なネットワークづくりにあたり、関係機関との連携を強化するとともに、分野横断的な課題を抱える住民のニーズに対応できるよう、身近な相談体制の整備と充実に努めます。

【事業の展開】

① 重層的な相談体制の強化

個人や世帯が抱える複雑化・複合化した課題に対して、適切な支援を行うために、高齢者・障害者・子ども・生活困窮者などの属性を問わない相談支援を行います。

各支援機関だけでは対応が困難な事例に対しては、多機関協働による役割分担や支援の継続により、課題解決に努めます。

- ・支援を必要とする人が利用可能なサービス・支援を受けられるよう、各相談窓口がニーズを広く受け止め、相談支援のネットワークを通じて必要な支援へつなぎます。
- ・受け止めた相談のうち、解決が難しいものや多分野にわたる事例は、重層的支援会議等において、支援プランの作成、評価等を行い、課題解決を目指します。
- ・複合的な課題を抱える個人や世帯に対し、多機関協働により継続的な支援を行います。

② 困難を抱える子どもへの支援

子どもたちが夢と希望をもって成長していく社会をめざし、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、困難を抱える子どもへの包括的・重層的な支援を推進します。

- ・生活環境にかかわらず、学習習慣を身に付けるための学習支援や、健やかな成長、自立支援をするための居場所づくりを推進します。
- ・日常生活全般にわたり精神的負担が多い生活困窮世帯やひとり親家庭に対して、保護者や子どもに寄り添いながら生活環境の改善、自立を支援します。

③ 福祉に関する情報発信の充実

様々な地域福祉活動やボランティアの情報、地域のイベント、気軽に相談できる場所、福祉サービスの内容など、生活環境や福祉に関する情報が住民に届くよう、情報発信の充実を図ります。

- ・必要とする人に必要な情報が届くよう、積極的な情報発信や発信方法の工夫に努めます。
- ・情報のバリアフリー化を推進し、障害の有無や使用する言語にかかわらず、誰もが理解しやすく、入手しやすい情報発信に努めます。

(2) 権利擁護の推進

高齢者、障害者、児童等の虐待やDVの未然防止に向けた啓発、地域の中での見守り、異変を察知した際の通報についての周知、発生後の関係機関での連携を行います。

本市では、君津市地域福祉計画とともに策定した「君津市成年後見制度利用促進計画」に基づき、福祉サービスの利用や金銭管理等に支援が必要な高齢者や知的障がい及び精神障がいのある人など、権利擁護に係る支援を必要とする方が、適切に成年後見制度を利用できる体制を整備します。また、関係機関と連携し、虐待やDVの防止、認知症高齢者への支援体制を整備します。

【事業の展開】

① 権利擁護のための意思決定の支援

日常生活を送るうえでの意思決定に支援が必要な高齢者や障害者に対する支援制度の周知・充実や相談体制の整備を行うことで、権利擁護を推進します。

- ・「君津市成年後見制度利用促進計画」に基づき、制度の広報・周知、相談機能の強化に取り組みます。
- ・後見実施機関（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、社会福祉協議会等）、各種関係者（医療・介護・福祉関係者等）や、その他の支援者との連携体制づくりに取り組みます。
- ・成年後見人が安心して受任できる環境づくりを進めます。
- ・権利擁護の取組を充実させるほか、中核地域生活支援センター君津ふくしネット等の関係機関やその他の支援者と連携し、権利侵害の予防や解決に努めます。

② 暴力・虐待の防止・早期発見

高齢者、障害者、児童等への暴力・虐待に対応できる体制を整え、未然防止・早期発見に取り組みます。

- ・虐待、DV防止に向けた啓発や相談窓口の周知により、被害防止に努めます。
- ・相談支援体制及び関係機関との連携を強化することで、暴力・虐待の早期発見・早期対応に取り組みます。

③ 認知症等への対応

認知症となっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう、認知症の早期診断、早期対応に向けた効果的な支援体制を整備します。

- ・認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に対する正しい知識と理解を深め、認知症の方やその家族を地域全体で見守り、支える役割を担う「認知症サポーター」を養成します。
- ・複数の専門職から構成された認知症初期集中支援チームにおいて、医療や介護につながらない認知症の方やその家族に対し、初期の支援を集中的に行い、適切な医療・介護サービス等に速やかにつなげるよう取り組みます。
- ・地域における認知症高齢者の見守り体制を構築するため、見守り支援ネットワークの充実を図るとともに、徘徊高齢者等探索システムの購入費又は貸与費用等を助成し、徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築を推進します。

～コラム～

更生保護活動（犯罪をした人への支援）

犯罪や非行をした人の中には、貧困、疾病、障害等、さまざまな生きづらさを抱えた人がいます。そのような人が再び犯罪をすることがなく地域で安定した生活を送るために、国の機関だけではなく、保護司、更生保護女性会を始めとした更生保護ボランティアや地域の関係機関等の支援が重要となります。

(3) 必要な福祉サービスの提供

福祉の支援を必要とする人が、適切な福祉サービスを選択・利用できるよう、福祉サービスの周知を図るとともに、きめ細かなサービスの提供に努めます。

少子高齢化や単身高齢者の増加、ライフスタイルの変化等により多様化・複雑化する福祉ニーズに対応した福祉サービスを提供します。

また、福祉サービスの提供事業者に対する評価、指導等を通じて、福祉サービスの質の向上に努めます。

【事業の展開】

① 子ども・子育て世代への支援

子どもの状況に応じた子育て支援サービスの提供や多様化するニーズに沿った支援を地域全体で行うことで、子どもたちの健やかな成長をサポートします。

- ・助産師や保健師等の専門職が各家庭に寄り添い、地域の関係機関とも連携しながら、妊娠・出産・子育て期にわたり切れ目なくサポートする伴走型相談支援を提供します。
- ・民間活力の導入により、多様な保育サービス・特色のある幼児教育を提供するとともに、保育士を確保し、年間を通じて保育園等に入所しやすい環境づくりに取り組みます。
- ・核家族化の進行、共働き世帯の増加など、ライフスタイルの変化に即した支援が必要であるため、子育て世代のニーズに合ったサービスの提供に努めます。

② 高齢者への支援

高齢者が地域の支え合いの中で、いつまでも健康でいきいきと暮らせる地域づくりを目指します。

- ・高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活を続けられるよう、地域包括支援センターを中心として必要な相談や援助に取り組み、高齢者やその家族の福祉の増進を図るほか、生活支援コーディネーターと連携して地域課題解決のための取組を行います。
- ・ひとり暮らしの高齢者をはじめ高齢者のみの世帯に支援を行うことで、平時はもとより、疾病や災害等の緊急時にも適切に対応できる体制を整備し、高齢者一人ひとりの安全と安心の確保に努めます。
- ・介護保険サービスの適切な運営に努めるとともに、介護ニーズの増加に伴い不足が見込まれる介護人材の確保に取り組みます。

③ 障害者への支援

障害福祉サービス提供体制や支援体制の充実を図り、障がいのある人が自立して生活でき、自分らしさを発揮して活躍できるまちを目指します。

- ・障害福祉サービス事業者への助言や支援により、ライフステージに応じた適切なサービス提供体制を整備し、個々のニーズに応じたサービスを提供します。
- ・障がいのある人の生活を地域全体で支える居住支援の機能として、地域生活支援拠点等の整備や、医療的ケアを必要とする方にも対応できる支援体制の整備を推進します。
- ・就労継続支援事業所やハローワーク、商工会議所、福祉相談支援センターきみつ等と連携し、就労機会の確保を図ります。

④ 生活困窮者等への支援

身近な相談窓口の整備・拡充や訪問等による相談体制を強化し、全ての人が孤立することなく安心して生活できる環境づくりを進めます。

- ・就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族の問題など複合的な課題を抱える生活困窮者等に対して、専門の相談員による相談支援を行います。
- ・就労に向けた経済的自立や貧困の連鎖の解消に向けた支援を行います。

